

今後の天領保育所の充実に向けた検討について

1. 今後の天領保育所の充実に向けた検討の経緯

本市の公立保育所については、昭和 51 年に歴木保育所、昭和 58 年に天領保育所を建設し、2 園での運営を行ってきた。その後、公立保育所のあり方を検討する中で 1 園を公立保育所として残すこととし、現在は天領保育所のみを運営している。

子育てニーズ等が多様化している中、公立保育所に求められる役割はより重要となることから、さらなる充実が必要である。一方で、建設から約 40 年が経過した天領保育所は施設の老朽化が進んでおり、建替え等の検討も必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、市内唯一の公立保育所としての役割を引き続き果たしていくため、今後の天領保育所の充実に向けた検討を進めていくこととする。

(参考:天領保育所に関する基本事項)

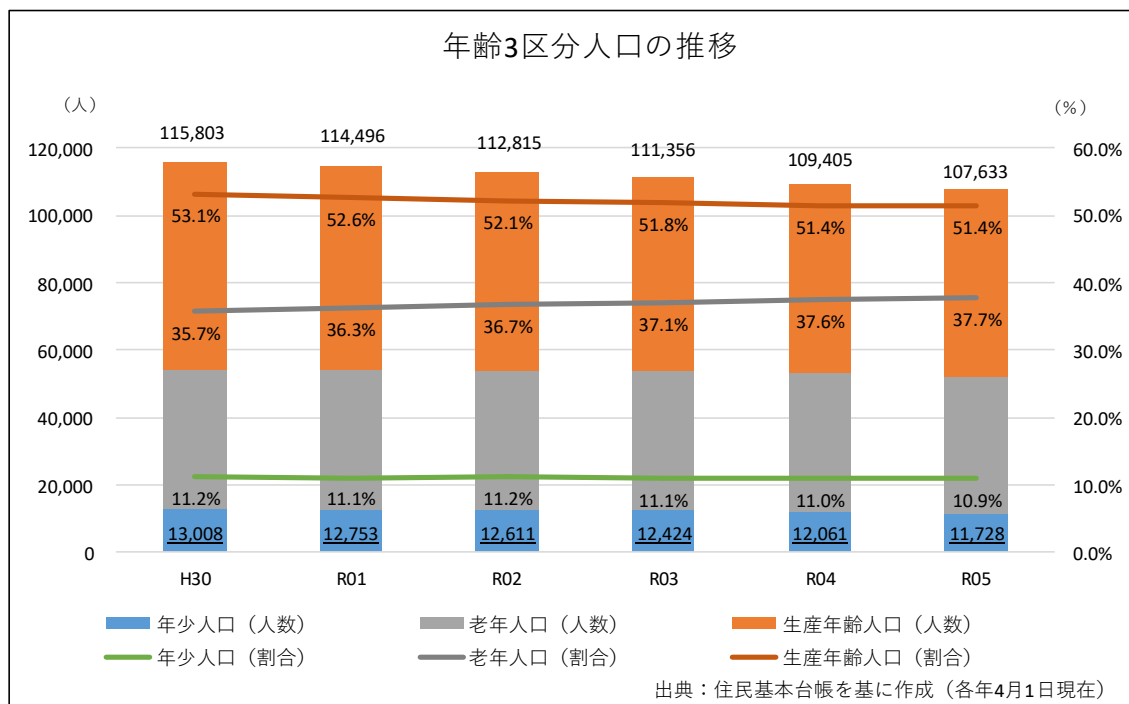
項目	内容
建築年	昭和 58 年(築 40 年) ※平成 27 年増築
構造	鉄筋コンクリート造(増築部分のみ鉄骨造)
規模	平屋建て(増築部分のみ 2 階建)
面積	敷地:1,566 m ² 、延床:498 m ² (増築 138 m ² 含む)、園庭:506 m ²
定員及び実員数 (R5.10.1 時点)	定員数:80 名、実員数:71 名 【内訳】5 歳児:15 名、4 歳児:13 名、3 歳児:13 名、2 歳児:8 名、 1 歳児:13 名、0 歳児:9 名
職員数 (R5.10.1 時点)	29 名 【内訳】所長:1 名、副所長兼主任:1 名、事務:1 名、給食 3 名(非常勤 1 名)、常勤保育士:14 名、非常勤保育士:9 名
障害児・医療的ケア 児の受入 (R5.10.1 時点)	障害児:7 名 医療的ケア児:0 名(R3 年度に 1 名受入実績あり) ※現在、障害児については加配職員(保育士)6 名により対応
巡回訪問の状況	児童発達支援事業所職員・特別支援学校職員の訪問を受入
その他保育サービス	休日保育事業(市内では天領保育所のみ実施)、延長保育
保育所としての特色	卒園児(小 1、中 1)との面談、高齢者施設との交流
その他子育て支援事業	子育て相談(随時)、園庭開放(年 5 回)、 子育て講座・親子リズム遊び(三川地区館、年 2 回)、 絵本読み聞かせ(つどいの広場、年 12 回)

2. 本市の状況

(1) 人口及び児童数

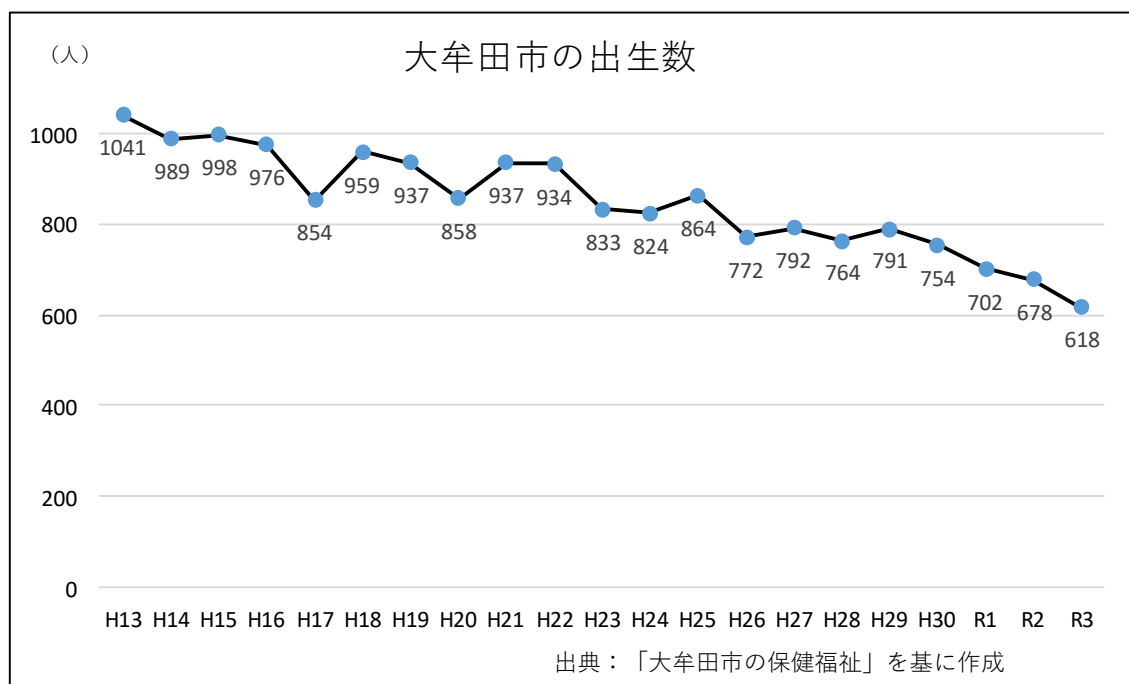
○本市の人口推移

本市の総人口は年々減少傾向にある。年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、65歳以上の老年人口も令和元年度をピークに減少に転じている。ただし、老年人口の割合は増加しており、いわゆる少子高齢化が進んでいる。



○出生数

本市の出生数は、平成14年に1,000人を下回るようになり、その後横ばいが続いたものの、やや右肩下がりの傾向にあり、平成29年以降は減少率が大きくなっている。

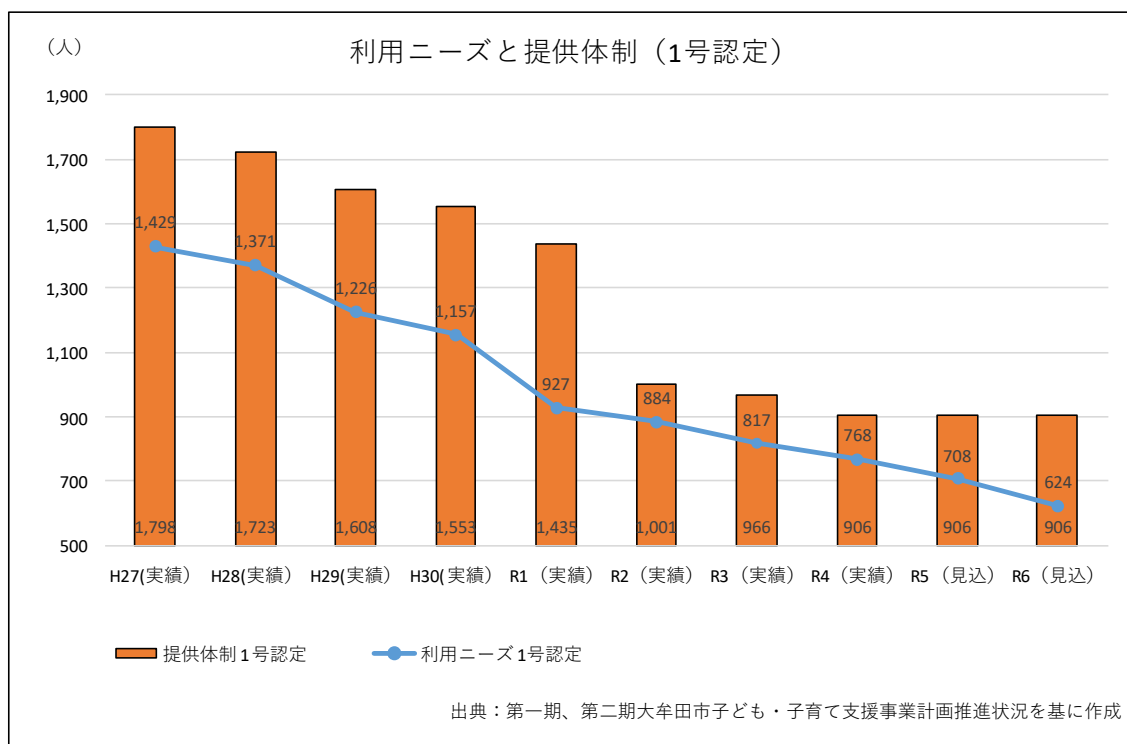


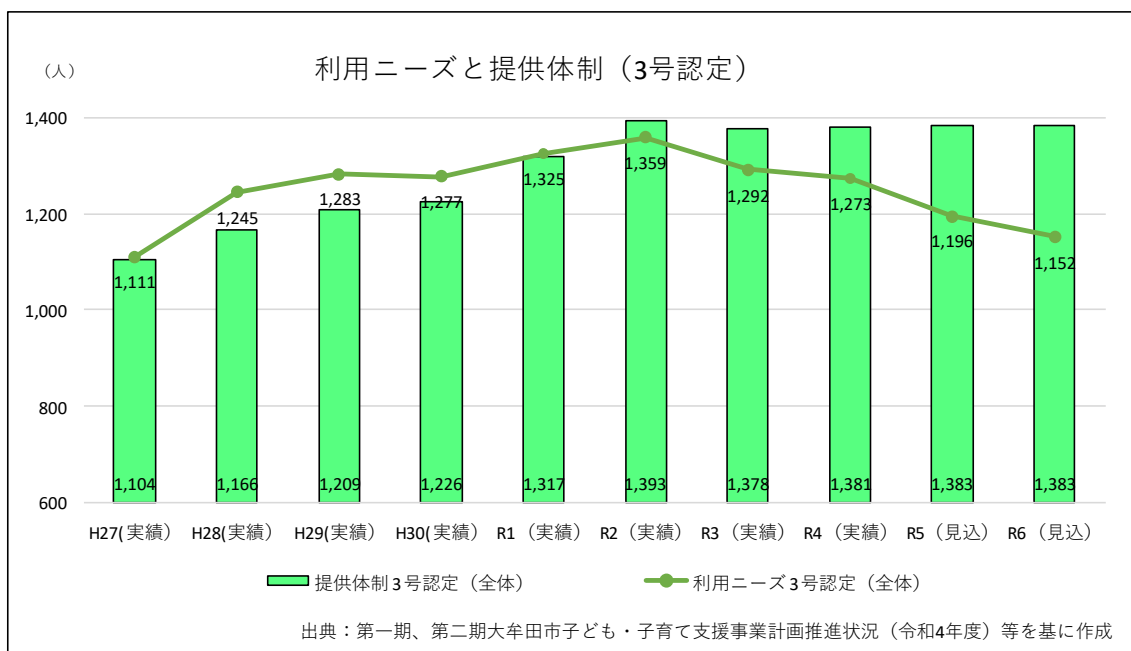
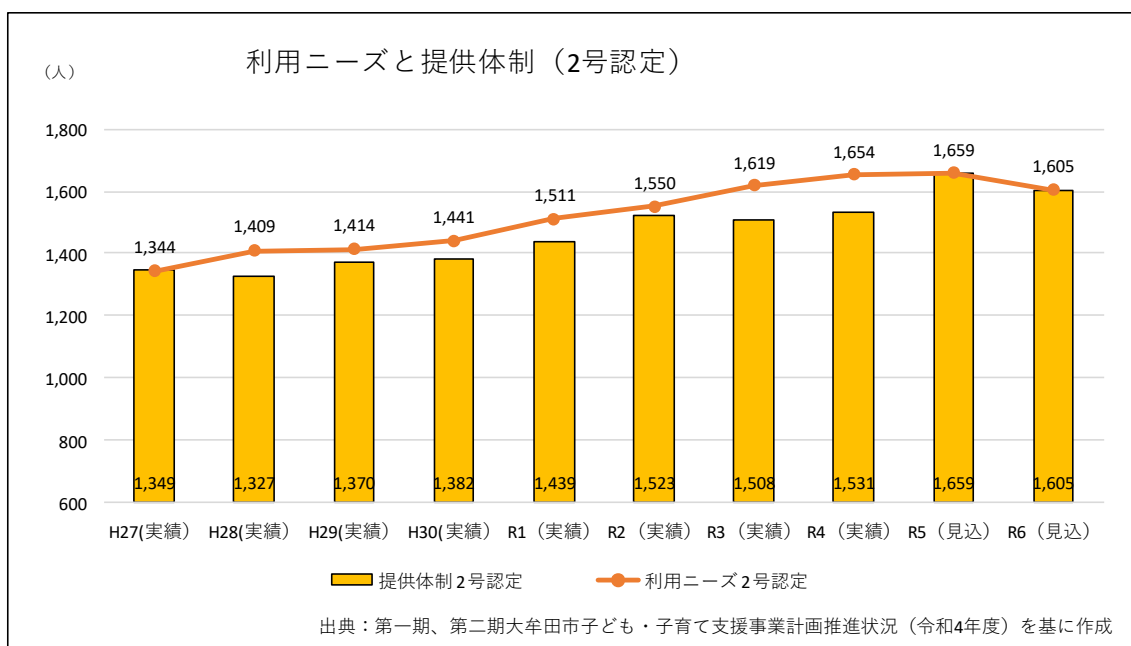
(2) 本市の保育需要・供給の動き

本市の保育ニーズ量について、平成 27 年度からの推移をたどると、子どもの数が減少していることに起因し、1 号認定(3～5 歳、教育標準時間認定)は減少傾向が続いている。2 号認定(3～5 歳、保育認定)については、女性の出産・子育て期の就業率の増加等に伴い増加傾向にあるものの、令和 5 年度をピークに減少を見込んでおり、3 号認定(0～2 歳、保育認定)についても令和 2 年度をピークに減少傾向にある。

提供体制の推移を見ると、ニーズ量の推移に合わせ、1 号認定(3～5 歳、教育標準時間認定)は減少、2 号認定及び 3 号認定(1～2 歳及び 0 歳、保育認定)については増加傾向にあったが、令和 5 年度以降は横ばいまたは減少を見込んでいる。

保育ニーズ量と提供体制を比較すると、近年の 2 号認定(3～5 歳、保育認定)及び 3 号認定(0 歳、保育認定)については、保育ニーズ量が提供体制を上回っているものの、定員を超える受入を行っているため、本市での待機児童は発生していない。





3. 国の動き

(量の確保から質の確保へ)

国は、令和 2 年に今後の保育の受け皿の整備方針として「新子育て安心プラン」を示しているが、この中では保育所利用児童数のピークを令和 7 年と見込んでおり、以下のとおりの動きを見ると、今後の保育に関する施策については、量の確保から質の確保・向上に関する施策の充実を図っていくことがうかがえる。

○医療的ケア児

令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方自治体が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると定められた。

○インクルーシブ保育

令和 4 年に児童福祉施設の運営基準を改正し、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、その設備や人員について一定の要件を満たすと共用・兼務できることし、インクルーシブ保育(障害等の有無に関わらず、全ての子どもを受け入れて保育を行うこと)への推進を図っている。

○多機能化

令和 5 年には保育所や認定こども園等において子ども食堂を実施する事例が見受けられるとし、今後、保育所等が本来の役割に加えて地域貢献活動の一環として、子ども食堂やその他地域の子育て世帯等が集う場の提供といった、地域づくりに資する取組を実施していく見通しを立てている。

○こども誰でも通園制度

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、国は月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設することとし、令和 5 年度よりモデル事業を実施している。

(参考資料)

- ・医療的ケア児について(厚生労働省資料より)

4. 保育を取り巻く現状と課題

(1) 本市の現状と課題

① 保育の質の確保

保育士等の人材確保が厳しい状況にある中、市内の教育・保育施設を利用する子どもが健やかに成長できるための良質な保育サービスが提供できるよう、事故防止等の安全対策や ICT 設備の導入等による業務効率化や人材育成を充実させ、保育サービスの質を確保していく必要がある。

② 支援を必要とする子どもへの対応

天領保育所では、これまで、園庭開放や子育て講座など、地域の子育て支援にも積極的に取り組みつつ、様々な事情を持つ家庭の子どもを分け隔てなく受け入れてきており、近年増加傾向にある、障害児や発達が気になる子どもの保育ニーズに対しても、民間保育所での対応が困難な場合にあっても可能な限り受入を行ってきたところである。今後、医療的ケア児の受入も求められてくる中、本市においてもこれまで以上に受入体制を整備する必要がある。

③ 多様化する子育て支援ニーズへの対応

保護者の就労形態の多様化や核家族化といった社会構造の変化により、地域における子育て支援のニーズが変化している。

本市においては、休日保育の実施や子育て短期支援としてトワイライトステイ、ショートステイを実施しており、共働き家庭への支援や周囲に子どもを預ける場所のない家庭への支援が必要となっている。また、子育ての負担を軽減するための取組も国は求めており、そうした多様化する子育て支援ニーズへの対応が必要である。

④ 今後の保育需要の見通しを踏まえた安定的な保育体制の構築

出生数の減少により、就学前児童数が年々減少している中、0～5 歳児の受け皿である保育所・認定こども園では 3～5 歳児の定員を充足させることが困難な施設が出始めており、民間の保育所では定員数を縮減する動きが見られている。

将来的にも就学前児童数は更に減少していくことが見込まれる一方で、大規模災害などが発生した場合において、応急的な保育を確保しておくことは重要であることから、今後は市全体における安定的な保育体制を構築する必要がある。

(2) 天領保育所の現状と課題

① 施設の老朽化と駐車場の確保

天領保育所は建設から約 40 年が経過し、施設の老朽化が進行しているほか、敷地面積が狭く、送迎時や運動会等のイベント時に駐車場を確保できないといった施設面の課題を抱えている。このため、今後の天領保育所の充実を図るためには、本市にある多様化する保育ニーズや子育てニーズを踏まえ、付加すべき機能を検討するとともに、施設整備についても合わせて考えていく必要がある。

5. 公立保育所としての役割の想定

大牟田市子ども・子育て応援条例が目指す「子どもが誰一人取り残されことなく健やかに成長できるまち」を実現していくために、本市における保育を取り巻く現状と課題や国の動きを踏まえ、今後の天領保育所の充実に向けて、公立保育所としての役割を以下のとおりと想定し、検討を進める。

【公立保育所としての役割】(仮)

- ①本市の教育・保育施設における保育の質を確保する、人材育成拠点としての役割
- ②特別な配慮を要する子どもへの支援拠点としての役割
- ③地域の子育て世帯と支援機関等をつなげる、子育て支援拠点としての役割

①本市の教育・保育施設における保育の質を確保する、人材育成拠点としての役割

量の確保から質の確保への転換期が到来している現状において、公立保育所として培った保育実績や保護者への支援に関する経験などを積極的に共有するとともに、民間保育所との共同研修等により地域の教育・保育を担う人材を育成しつつ、保育の質の確保を図る。

②特別な配慮を要する子どもへの支援拠点としての役割

障害児や発達が気になる子どもに対しては、これまでも公立保育所として積極的な受入を行ってきたものの、公立保育所だけでは全ての障害児や気になる子どもを受け入れることが困難になることも想定されるため、可能な限り受け入れる体制を整備しつつ、民間の教育・保育施設においても受入ができるよう支援を図り、多様な児童の教育・保育の確保につなげる。

③地域の子育て世帯と支援機関等をつなげる、子育て支援拠点としての役割

在宅で子育てをしている保護者や子どもを孤立させることのないよう、地域の子育て家庭に対し、気軽に相談したり、保護者同士の交流の場を提供するとともに、保育所だけでは十分な支援が届かない家庭については、支援機関と連携し適切な対応を図ったり、民間の教育・保育施設への相談支援やノウハウを提供するなど、子育て支援拠点としての役割を担う。

6. 検討事項

公立保育所としての役割(仮)の妥当性について、検討を行う。

なお、このうち「特別な配慮を要する子どもへの支援拠点としての役割」は、本市の課題である「今後の保育需要の見通しを踏まえた安定的な保育体制の確保」における市内全体の保育の供給量を踏まえて検討を進める。